

見直し進むデジタル経済時代の法人課税

◆デジタル経済における法人課税見直し：IT企業の租税対策への対応

フェイスブック、アマゾン、グーグルなど米国IT企業が、企業活動はグローバルに展開しているものの、巧みな租税対策により国外での収益に対する税負担を回避していることがG20などで問題とされてきた。たとえば、従来、法人税は「恒久的施設（PE）なければ課税なし」とされており、ネット上だけでのサービスは課税されなかった。また、知財などを管理する子会社を軽課税国に設立し、各国の事業会社からライセンス料などを徴収することにより、事業会社の収益を圧縮する方法もとられている。EU委員会では、デジタルビジネスモデルの企業の実効税率は9.5%と伝統的企業の23.2%と比べて大幅に低いとしている。

この問題に対して2012年からOECDでG20による検討が行われ、15年に一旦、報告書が出された。しかし、デジタル経済における法人課税の在り方については引き続き検討が必要とされ、113カ国・地域が参加するプロジェクトとして、20年の最終報告に向けて議論が進められている。18年3月に中間報告が出され、PE原則の見直しなどが合意されたが、具体的な結論は20年に持ち越された。

◆欧州委員会、IT企業への課税、暫定的に売り上げの3%を提案

EUはOECDの中間報告公表後、独自のデジタル課税案を提案した。長期的・本格的な課税案と暫定的な課税案の2つ分かれている。本格的な課税案は、EUの包括的な法人税制改革の一環として、PEが存在しない場合でも、一定の条件（収益700万ユーロ、利用者10万人など）を満たせばデジタル・プレゼンスがあるとみなし、加盟国で発生した利益に課税するとしている。暫定的な課税案は、利益ではなく売上高をベースに算出する。現段階では3%の税率を想定しており、年間50億ユーロ（約6,500億円）の税収増が見込まれるとしている。課税対象としては、①オンライン広告の販売、②デジタルプラットフォーム（ウェブ上の仲介業務）、③ユーザーから提供されたデータの販売があげられている。税制は全加盟国一致の原則があり、アイルランドなどの反対もあり成立は容易ではないが、グローバルな企業活動にどう課税するか、一石を投じたことは間違いない。 【松尾 隆】